

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前					改 正 後						
(前 略) 別表第1					別表第1						
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)					(同 左)						
エネルギー理工学研究所	全研究部門 附属エネルギー複合機構研究センター	教授	10年	可		エネルギー理工学研究所	全研究部門 附属エネルギー複合機構研究センター				
		准教授 講師	8年 ただし、再任の場合 にあつては7年	可 ただし、 1回限り							
		助教	7年 ただし、再任の場合 にあつては5年	可 ただし、 1回限り							
(略)					(同 左)						
別表第2	}	(略)	別表第2			}	(同 左)	別表第2			
別表第3			別表第3					別表第3			
別紙様式			別紙様式					別紙様式			
					<p>附 則 (令和4年達示第63号)</p> <p>1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の同表の規定に基づき任期を定めて雇用されているエネルギー理工学研究所の教員が施行の日に配置換となった場合の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。</p>						